

介護予防活動等普及啓発事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」第4条第1項第2号エに規定する介護予防活動等普及啓発事業の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに、地域における介護予防に資する自発的活動の育成・支援を行うことにより、高齢者が要介護状態になることを予防する。

(対象者)

第3条 介護保険法の第1号被保険者（広島市に住所を有する65歳以上の者）及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業の内容)

第4条 本事業は、次に掲げる取組を実施することとする。

(1) 介護予防教室の開催

地域包括支援センターは、地域包括支援センター運營業務の一環として、地域住民を対象とした介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔、認知症等に係る介護予防教室を開催する。

(2) 8020（ハチマルニイマル）運動の推進

区保健センターは、関係機関と連携して8020運動（「8020」いい歯の表彰事業等）を健康教室等において普及啓発するとともに、この運動を推進するため、歯間部清掃用具の使用啓発リーフレット等を市民に配布する。

(3) シニア健康ウォーキング教室等

運動機能の維持・向上を図るため、区保健センターは、ウォーキングの効用等正しい知識の学習や実技指導、継続するための動機付け等を行う。また、地域の自主グループ、健康ウォーキング推進者、地域団体等と連携を図りながら、「花と緑」があり「ごみ」のないウォーキングコースの設定、ウォーキングマップの作成、作成したマップを活用したウォーキング教室を開催する。

(4) 地域における自主グループ活動の支援

区保健センターは、高齢者が地域において主体的かつ継続的に介護予防活動に取り組めるよう、自主グループの形成を促すとともにその活動を支援する。

(実施上の留意点)

第5条 本事業の実施に当たっては、地区の実情を踏まえるとともに、地域包括支援センターと区保健センターの相互連携や、他事業との連携を図るものとする。

2 各取組を実施した後には、対象や方法、内容が適切なものであったかどうかを検証し、より効果的な実施に努める。

(結果報告)

第6条 本事業の実施結果については、次のとおり報告するものとする。

(1) 地域包括支援センターは、第4条第1号の取組について、地域包括支援センター運営事

業の実施報告に合わせて、毎月、広島市（各区健康長寿課（東区にあつては、地域支えあい課））に報告する。

- (2) 各区健康長寿課長（東区にあつては、地域支えあい課地域支援担当課長）は、第4条第2号から第4号の取組について、毎月、健康福祉局保健部健康推進課長に報告する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において、旧「介護予防活動等普及啓発事業実施要領」の3の（1）の「介護予防健康教育」として平成29年4月1日以降に開催することを調整済みであった健康教室については、平成30年3月31日までの間に限り、実施することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。